

FATF 声明
2014年2月14日

(仮訳)

金融活動作業部会(FATF)は、資金洗浄・テロ資金供与対策(AML/CFT)に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与(ML/TF)リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を慫慂するため、FATF は戦略上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらすそれら欠陥に対応する。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、對抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域

イラン、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)

資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があり、それら欠陥に対応するため顕著な進展をみせていない、あるいは FATF と策定したアクションプランにコミットしていない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。

アルジェリア
エクアドル
エチオピア
インドネシア
ミャンマー
パキスタン
シリア
トルコ
イエメン

ケニア及びタンザニアは、FATF と合意したアクションプランへの対応が十分に進捗したことから、現在、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善:継続プロセス」に掲載されている。

イラン

イランはこれまでに FATF と連携し、このほど FATF に資料の提出を行ったにも関わらず、同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、及びそれによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、FATF は、引き続き、特別に、かつ極めて憂慮している。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域が、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009年2月25日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すること、及びイラン系金融機関による自国内での支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各国・地域に対して引き続き求める。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各国・地域はこれまでに講じた措置を考慮し、追加的な予防措置または現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善を継続するための具体的な対応をとらない場合、FATF は、対抗措置を強化するよう加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2014年6月に検討する。

朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対応をとっていないこと、及びそれによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATF は、2011年2月25日付の加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域が、それぞれの国の金融機関に対し、DPRK 系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約も防止すべきであり、DPRK 系金融機関による自国内での支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

FATF は DPRK に対し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、FATF と再び連携することを求める。

アルジェリア

アルジェリアは、テロリストの資産を凍結する義務の履行を改善するための法令公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、アルジェリアはFATF 及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び③FATF 勧告に従った顧客管理義務の導入を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

エクアドル

エクアドルは、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産の凍結に関する体制の欠陥に対応するための規定を含む新しい刑法を成立させたことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩をみせている。FATF はこれらの進捗を歓迎するが、この刑法成立がごく最近に行われたものであるため、FATF は未だ当該刑法の規定を審査しておらず、次に掲げる事項に関し、どの程度対応されたかを判定していない；①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化の確保、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、及び③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行。エクアドルは、金融セクターの監督に関する協調強化を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

エチオピア

エチオピアは、顧客管理措置に係る法令及びテロリストの資産の凍結に関する規則の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。これらの公布はごく最近に行われたものであるため、FATF は未だ法令や規則を審査しておらず、次に掲げる事項に関し、どの程度対応されたかを判定していない；①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続の構築・履行、及び②顧客管理措置の改善。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上

の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

インドネシア

インドネシアは、国連安保理決議1267の履行開始、及びテロリストの資産を凍結するための作業を行うハイレベル作業部会の設立を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、インドネシアはFATFと協働し、テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行において、ある一定のテロ資金供与対策上重大な欠陥が残存している。FATFは、国連安保理決議1267の完全な履行、及びテロリストの資産を凍結するための法的枠組み並びに手続の明確化のための対応をとることにより、同国がFATF勧告に従って、残存する欠陥に対応することを慫慂する。

ミャンマー

ミャンマーは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、ミャンマーはFATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しのさらなる枠組み強化、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑤金融における透明性の強化、及び⑥顧客管理措置の強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATFは、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応すること、及びアクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

パキスタン

パキスタンは、国会において成立に至るまでの間、法令の効力が継続することを確保するためにテロ対策法改正令を延長したことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた更なる進歩を見せている。FATFは、同国が国連安保理決議1373の義務を含む当該改正令を迅速に実施することを慫慂する。FATFは、これまでにFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行うことを決定するべく、パキスタン当局が、当該改正令を恒

常的な法令とするための国会手続きを完了させるために必要な行動をとることを引き続き求める。

シリア

シリアは、2013年7月の資金洗浄・テロ資金供与対策改正令公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。これら改正令は国連安保理決議 1373 に基づく義務の履行のための法的根拠を定めている。しかし、テロリストの資産を凍結するための適切な制度を実施するための具体的な法的手続きが公布される必要がある。シリアが適切な法的手続きを公布した時点で、同国の FATF アクションプランは十分に達成されることになる。その際、FATF は当プロセスの中で、適切な次の措置を検討することとなる。

トルコ

トルコは、最近の裁判所判決による証明を含め、テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を引き続きみせている。FATF は、テロ資金供与の犯罪化に係る FATF 勧告の大部分を遵守したトルコの進捗を歓迎する。しかし、国連安保理決議 1267 及び 1373 に基づきテロリストの資産を特定し凍結するための枠組みにおいて、ある一定の懸念は残存する。FATF は、同国が残存する戦略上重大な欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

イエメン

イエメンは、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化を規定する資金洗浄・テロ資金供与対策法の改正法の採択並びに施行、及びテロリストの資産を凍結するための規則の発出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。この改正はごく最近に行われたものであるため、FATF は未だ当該規則を完全には審査しておらず、また、当局との間で議論も行っていないため、当該規則によりどの程度テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行がなされたかを判定していない。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

(以上)